

生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合を定める要綱（南港市場）

大阪市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第41条第4項及び大阪市中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第28条の生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合（以下「せり割合」という。）は、次に定めるとおりとする。

第1 せり割合

牛（生体搬入に係るものに限る。）の枝肉	毎日の卸売予定数量の100%
牛（生体搬入に係るものを除く。）の枝肉	毎日の卸売予定数量の50%
豚（生体搬入に係るものに限る。）の枝肉	毎日の卸売予定数量の50%

第2 せり割合の制限

卸売業者は、市長が条例第41条第3項に基づく指示を行ったときは、せり割合に関わらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

第3 せり割合の変更

市長は、せり割合を定め、又は変更しようとするときは、取引参加者の意見を聞くものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。